

平成 22 年

御嵩町議会第 2 回臨時会会議録

平成 22 年 4 月 28 日 開会  
平成 22 年 4 月 28 日 閉会

御嵩町議会

## 平成22年御嵩町議会第2回臨時会会議録目次

4月28日（第1号）	ページ
1. 議事日程 .....	3
2. 出席議員 .....	4
3. 欠席議員 .....	4
4. 説明のため出席した者の職・氏名 .....	4
5. 職務のため出席した者の職・氏名 .....	4
6. 開会の宣告 .....	5
7. 町長あいさつ .....	5
8. 会議録署名議員の指名 .....	6
9. 会期の決定 .....	6
10. 議案の上程及び提案理由の説明 .....	6
承認第1号～承認第4号、議案第27号、議案第28号	6件
11. 議案の審議及び採決	
承認第1号 .....	14
承認第2号 .....	15
承認第3号 .....	16
承認第4号 .....	17
議案第27号 .....	20
議案第28号 .....	28
12. 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定 .....	31
13. 町長あいさつ .....	31
14. 閉会の宣告 .....	32
15. 署名 .....	33

平成 22 年 4 月 28 日

第 2 回 御嵩町 議会 臨時会 会議録 (第 1 号)

## 平成22年御嵩町議会第2回臨時会会議録

1. 招集年月日 平成22年4月28日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成22年4月28日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
  - 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(御嵩町町税条例の一部を改正する条例)
  - 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(中部圏都市開発区域の指定に伴う御嵩町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例)
  - 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
(御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
  - 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成21年度御嵩町一般会計補正予算(第11号))
  - 議案第27号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算(第1号)について
  - 議案第28号 平成22年度御嵩町水道事業会計補正予算(第1号)について

## 議事日程第1号

平成22年4月28日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程及び提案理由の説明 6件

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

（御嵩町町税条例の一部を改正する条例）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

（中部圏都市開発区域の指定に伴う御嵩町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

（平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第11号））

議案第27号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について

議案第28号 平成22年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第4 議案の審議及び採決 6件

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

（御嵩町町税条例の一部を改正する条例）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

（中部圏都市開発区域の指定に伴う御嵩町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

（平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第11号））

議案第27号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について

議案第28号 平成22年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

---

出席議員（12名）

議長 鈴木元八	1番 伊崎公介	2番 安藤博通
3番 早川文人	5番 植松康祐	6番 大沢まり子
7番 岡本隆子	8番 亀井千歳	9番 佐谷時繁
10番 梅原 勇	11番 谷口鈴男	12番 木下四郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡辺公夫	副町長 竹内正康
教育長 丹羽一仁	総務部長 山田儀雄
民生部長 瀬瀬久美	建設部長 松岡学一
教育担当参事 渡辺義弘	まちづくり担当参事 堀 智考
総務課長 田中康文	企画課長 鍵谷昌孝
まちづくり課長 奥村 悟	税務課長 日比野 優
保険長寿課長 山田 徹	農林課長 安藤信治
上下水道課長 伊左次 一郎	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐久間 英 明	議会事務局書記 加藤 暢 彦
----------------	----------------

## 開会の宣告

### 議長（鈴木元八君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、平成22年御嵩町議会第2回臨時会は成立しましたので、開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

招集者 渡辺町長よりあいさつをお願いします。

渡辺町長。

### 町長（渡辺公夫君）

おはようございます。

平成22年第2回臨時会を招集させていただきましたところ、全員の出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ここのところ、経済新聞や一般紙の経済部分を見ていますと、ほとんどの企業が上方修正をしているということで、世界じゅうにおくればせながら、日本も景気の持ち直しの傾向が見えてきたのかなあということを感じております。5月、6月になりますと、決算という数字が出てくることになるかと思いますが、これもかなりいい数字が出るような予測が立てられております。

御嵩町に進出していただきました企業についても、実は正月明けには、進出以来、最高の数字を示したという企業もございました。胸をなでおろしていたところでもありますけれど、それ以降、リコール問題等々が起きまして、お話を聞きましたところ、3月いっぱいは大丈夫だけれど、4月以降がわからないということをおっしゃっていました。そういう意味では、4月からの新年度の四半期に、やはり注目をしなければいけないと思っております。その数字がいい数字が出てくるようであれば、日本も本当に右肩上がりの景気の持ち直しができるのではないかあということをおもっております。

まだまだ国の方から、特に緊急雇用の財源というものがこれから示される可能性は大いにあると思っておりますので、御嵩町民にとってよりよい選択をしながら、働く場所、仕事をつくっていきたいということは、その都度対応していきたいということは常に思っておりますので、皆さんにも御協力をいただきたいと思います。

本日の案件は、専決処分4件、平成22年度の一般会計補正1件、水道事業会計補正予算1件、計6件であります。審議のほどよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

**議長（鈴木元八君）**

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

---

**会議録署名議員の指名**

**議長（鈴木元八君）**

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 大沢まり子君、7番 岡本隆子君の2名を指名します。

---

**会期の決定**

**議長（鈴木元八君）**

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、去る4月6日の議会運営委員会で本日1日と決めさせていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定しました。

---

**議案の上程及び提案理由の説明**

**議長（鈴木元八君）**

日程第3、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本臨時会に提案されました承認第1号から第4号までと、議案第27号、第28号の6件を一括議題とし、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件6件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例の一部を改正する条例）について、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴う御嵩町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）について、以上2件について、朗読を省略し説明を求めます。

日比野税務課長。

**税務課長（日比野 優君）**

改めまして、おはようございます。



それでは、承認案件2件を報告申し上げます。

まず初めに、承認第1号でございます。専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

議案書は1ページ、資料つづりは青のインデックスでございますけど、1ページからが関係分でございますので、お願いをいたします。

まず議案書の1ページですが、御承知のとおり、第174回通常国会で地方税法の一部改正が可決・成立しましたことによりまして、3月31日付で公布されましたので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決第1号としまして、御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを、3月31日付をもちまして専決処分をさせていただいたものでございます。

次の2ページから8ページまででございますが、それは改正条文でございますので、内容につきましては、先ほどの資料の1ページでございますが、一部改正をする条例の骨子にまとめさせていただきましたので、説明をさせていただきたいと思っております。

今回の税制改正につきましては、控除から手当との観点から、各種控除の見直しと、国民の健康を守るという観点から、たばこ税の税率のアップをするものでございます。

まず1番目の第28条関係の申告では、15歳以下の控除見直し改正に伴う該当親族の申告書の提出を、平成23年より義務づけをしたものでございます。

2番目としまして、第32条関係としまして、65歳未満の公的年金受給者で、給料をもらって見える、現役で働いて見える方ということになるんですけども、町・県民税を給料からの特別徴収が今年度から可能となったわけでございます。

3番目としましては、第77条関係の、先ほど申し上げましたけれども、たばこ税の税率の変更で、約40%のアップとなりまして、ことしの10月より値上げとなるわけでございます。

4番、5番、6番につきましては、お目通しをお願いしたいと思います。

次の2ページに移っていただきまして、3項としまして、所得税では、平成23年施行による諸控除の見直しで、一部廃止となる項目がございます。これは主に子ども手当関係によるものでございます。また、生命保険料控除に介護・医療保険が新たに新設されたのも今回の特徴でございます。なお、住民税につきましては、平成24年度分から施行となるわけでございます。

次に、たばこ税の税額変更表を掲載させていただきました。この変更により、小売価格が現在の300円ですと通常は400円となるわけでございます。

最後に、1番下の○になるわけでございますが、県税徴収取扱費交付金が300円の増額になりました。

以上が主な骨子であります。3ページから13ページに新旧対照表を掲載させていただきましたので、お目通しをお願いしたいと思います。

次に、承認第2号でございます。

議案書は9ページでございます。資料つづりの方は青のインデックスの14ページが関係分ですので、お願いをいたしたいと思っております。

今回の改正は、中部圏の都市開発整備区域の法律施行例の改正が3月31日に公布されましたので、関係町条例の一部を改正するもので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決第2号によりまして、中部圏都市開発区域の指定に伴う御嵩町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定を3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

次の10ページは改正条文でございますが、詳細につきましては、先ほどの資料つづりの新旧対照表になりますが、14ページで御説明をさせていただきたいと思っております。

今回の改正は、中部圏における製造業の発展を促進するため、適用期限が2年間延長されたものでございます。下線の指定日を「平成24年3月31日」とするものでございます。4月1日より施行するものでございます。

以上2件でございますが、御審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

#### 議長（鈴木元八君）

続きまして、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、朗読を省略し説明を求めます。

山田保険長寿課長。

#### 保険長寿課長（山田 徹君）

よろしくお願ひいたします。

それでは、議案つづり11ページをお開きください。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを説明いたします。

御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年3月31日、専決第3号で専決処分を行いましたので報告し、承認を求めらるるものであります。

それでは、議案つづり12ページをお開きください。

御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。御嵩町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

それでは、新旧対照表で説明しますので、臨時会資料の15ページをお開きください。

今回の改正は、主に国での地方税法並びに国民健康保険法施行例の改正によるもので、大きく三つの改正点があります。

まず初めに、第2条第2項中の「47万円」を「50万円」に、同条第3項中の「12万円」を「13万円」に変更します。これは、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額及び後期高齢者支

援金等課税額に係る課税限度額をそれぞれ引き上げるものです。また、23条につきましては、同様に、国民健康保険税の減額においての限度額をそれぞれ変更するとともに、地方税法の条項を改正します。

第2番目に参ります。

資料16ページにあります第23条の2は、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例について追加するものです。これは、国民健康保険の被保険者が非自発的な理由により離職した一定のものである場合において、在職中の保険料負担と比較して過重とならないよう、前年中の給与所得を100分の30とみなして国民健康保険税を算定するものです。また、17ページにあります第24条の2は、その申告書の提出方法について定めたものです。

そして第3番目は、附則の最後、19ページでございます。第15項の追加です。

これは、被扶養者であった者の保険料軽減措置を延長するもので、被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度へ移行することによって、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった者について、当分の間、軽減措置を継続するものです。

この条例の施行日は平成22年4月1日からです。

以上で承認第3号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

#### 議長（鈴木元八君）

続きまして、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第11号））について、議案第27号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について、以上2件について、朗読を省略し説明を求めます。

田中総務課長。

#### 総務課長（田中康文君）

それでは、よろしく願いいたします。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

今回の補正は、地方交付税等の額の確定に関連するもの、並びに工事費の確定による地方債の補正等が主なものであります。

それでは、議案つづりの14ページをお願いいたします。

平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年3月31日に専決第4号で専決処分を行いましたので、報告を行い、承認を求めるものであります。

青のインデックス、21補正予算の1ページをお願いいたします。

平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）は、第1条、歳入予算の内部において追加及び減額を行い、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億1,851万7,000円とするものであります。

第2条は地方債の変更であります。

それでは、5ページをお願いいたします。

第2表 地方債の補正であります、事業費の確定により変更するものであります。

地方道路等整備事業の借入限度額を30万円減額し、2,640万円に減額変更するものであります。起債の方法、利率、償還方法については変更はありません。

次に、8ページをお願いいたします。

歳入につきましては、国・県等の交付金や補助金の額が確定したことなどに伴う補正であります。主なものにつきまして、御説明をいたします。

款02地方譲与税の項01地方揮発油譲与税は、道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税が名称変更となりました。1,618万2,000円の増額であります。

項03地方道路譲与税は、地方揮発油譲与税の名称変更に伴い、1,481万3,000円の減額となっております。

9ページをお願いいたします。

款04の配当割交付金は369万9,000円の減額であります。

款05の株式等譲渡所得割交付金は449万7,000円の減額であります。

款06の地方消費税交付金は632万9,000円の増額であります。

10ページをお願いいたします。

款08の自動車取得税交付金は1,414万1,000円の減額となりました。

款10の地方交付税は、特別分が4,413万1,000円の増額となりました。これは、企業誘致奨励金及び国道21号バイパス関連工事等による町単独工事分、町民税還付加算金等が算定されたことが主な要因であります。

款14の国庫支出金、項02の国庫補助金は、地域活性化・公共投資臨時交付金が385万8,000円増額となりました。

11ページをお願いいたします。

款18の繰入金は、歳入額の増額に伴い、財政調整基金からの繰入金を3,432万2,000円減額し、2,852万4,000円とするものであります。

12ページをお願いいたします。

次に歳出ですが、款08土木費の項02道路橋梁費につきましては、補正額に変更はありませんが、目02の道路維持費につきましては、地域活性化・公共投資臨時交付金を充当したことにより、一般財源から国・県支出金へ財源内訳を変更するものであります。

また、目03の道路新設改良費につきましては、道路整備事業に係る起債を減額したことに伴い、財源内訳を変更するものであります。

以上で、平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）の説明を終わります。

次に、議案つづりの15ページをお願いいたします。

議案第27号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

青のインデックス、22補正予算のピンクの表紙の御嵩町一般会計補正予算（第1号）の1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,748万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ63億2,248万7,000円とするものであります。

6ページをお願いいたします。

歳入であります。款15県支出金の目04労働費県補助金1,944万8,000円は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金の増額であります。次の款18の繰入金の目01財政調整基金繰入金は、196万1,000円を減額し、補正後の金額を1億453万9,000円とするものであります。

次の7ページをお願いいたします。

歳出であります。款02総務費から款06農林水産業費までは、補助率100%であります。岐阜県市町村緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金の事業を実施するため、補正予算を計上するものであります。最初に、款02総務費の目05企画費の総額320万円の補正は、名鉄を利用し、史跡や自然等の御嵩町の資源を活用した日帰り旅行等を企画・立案する団体へ事業を委託するための委託費であります。また、節の19負担金補助及び交付金の230万8,000円の減額は、名鉄利用推進員の報酬及び共済費へ予算の組み替えを行うものであります。

目12のまちづくり推進費につきましては、補正額に変更はありませんが、わいわい館臨時職員賃金への財源充当に伴う財源内訳の変更を行うものであります。

款03民生費の目04の老人福祉費は、補正額に変更はありませんが、介護予防関係臨時職員賃金への財源充当に伴う財源内訳の変更を行うものであります。

款06農林水産業費の目02林業振興費の総額1,268万7,000円の補正は、豊かな海づくり大会サテライトイベント作業等に係る屋外作業員賃金等並びに町有林境界確定作業委託及び虫食い等により荒廃した森林の除伐等を行う里山再生復活事業委託に係る委託料であります。

8ページをお願いいたします。

款09消防費の目03消防施設費につきましては、21号バイパス工事が平成21年度に完了しなかったため、消火栓4基の設置に係る消火栓設置負担金160万円の補正であります。

9ページをお願いいたします。

給与費明細書は、企画費の名鉄利用推進員報酬等に伴う給与費等の補正であります。詳細の説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

また、議案資料の20ページ、21ページに、平成22年度岐阜県市町村緊急雇用創出事業臨時特例

基金事業費補助金の内示についての写しを資料として添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### 議長（鈴木元八君）

続きまして、議案第28号 平成22年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について、朗読を省略し説明を求めます。

伊左次上下水道課長。

#### 上下水道課長（伊左次一郎君）

おはようございます。

議案つづりの15ページの議案第28号 平成22年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明をさせていただきます。

青のインデックス、22年度補正予算の水色の表紙の1ページをお願いいたします。補正予算（第1号）です。

第1条は、平成22年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）を定める総則でございます。

第2条は、当年度水道事業会計予算の第2条第4号の表に、21号バイパス関連事業として1,070万円を事業の予定量に加えるものでございます。

第3条は、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,070万円を1億1,299万7,000円に、また過年度損益勘定留保資金7,098万3,000円を7,328万円に改め、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。この収入では、第3款の資本的収入のうち、第2項の負担金を80万円、第10項の基金繰入金を760万3,000円をそれぞれ増額補正するものでございます。

2ページをお願いいたします。支出です。

第4款の資本的支出のうち、第1項の建設改良費を1,070万円増額補正するものです。

では、予算説明書にて続けさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

当年度予定する損益計算書です。5ページの最下段に記しました経常利益281万1,000円を予定し、これから次ページの6. 特別損失の計33万5,000円を差し引いた当年度純利益は、247万6,000円を予定するものでございます。さらに当年度の繰越利益剰余金を加え、現在予定する当年度未処分利益剰余金は3,303万1,179円を予定するものでございます。

次に、7ページから9ページは予定貸借対照表となりますので、後ほどお目通しをお願いし、10ページをお願いいたします。実施計画明細書です。

今回補正する資本的収入の節の4 消火栓設置負担金では、一般会計から負担金を受ける当初予定の設置負担金をすべて21号バイパス分に振りかえ、4基分とし、その不足額80万円を補正するものでございます。

続いて、節の1 基金繰入金では、電源立地地域対策交付金を建設改良基金として積み立てておりましたので、当年度この残額のすべてである760万3,000円を繰り入れ、21号バイパス関連事業に充てるものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

資本的支出の節の10 工事請負費では、21号バイパス関連の追加分として、980万円を増額補正するものでございます。また、節の16 材料費についても、21号バイパス関連、資材の追加分として90万円を増額補正するものでございます。

今回の補正予算（第1号）の資本的収入及び支出の増額補正は、いずれも国土交通省が建設を進める21号バイパスの供用開始が延期されたことにより、21年度の上水道埋設工事が施工できなかったものを当年度において施行するものでございます。

なお、工事の施工箇所は、青のインデックス、資料の最終ページ、22ページをお願いいたします。最終ページでございます。工事の予定箇所を資料として添付させていただいております。名鉄御嵩駅から南進した21号バイパス交差点の上り車線側の東西、及び可児川より東側の用地未買収箇所の上り車線側が工事の予定箇所でございます。さらにこの下り車線の一部が、材料費にて対応する分でございます。

以上で、御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

**議長（鈴木元八君）**

これで上程、提案理由の説明すべて終わりました。暫時休憩をいたします。

再開は9時45分といたしますので、よろしくお願いをいたします。

午前9時34分 休憩

---

午前9時45分 再開

**議長（鈴木元八君）**

休憩を解いて再開をいたします。

---

#### 議案の審議及び採決

**議長（鈴木元八君）**

日程第4、議案の審議及び採決を行います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 木下四郎君。

**12番（木下四郎君）**

お伺いします。

28条の3の2、そして28条の3の3、控除の見直しに伴って、これがどういう影響を及ぼしてくるのかということでございます。

4月1日から例の子ども手当も含まれてくるわけですが、こういう点で、控除の廃止等々縮小によって、所得税を負担しなければならない課税最低限度額が下がることによって、実質所得者の税負担がふえてくるわけですが、全体ではどれぐらいの増税額になるのか、どれほどの人がこういう負担増になるのか。そしてまた、関連して言いますと、扶養控除の廃止による、そしてまた縮小による影響が出るのは、所得税では23年、そして住民税では24年から、さらに保育料や障害者自立支援法、施設のこういう子供たちのサービス料、こういうことにも影響が出てくるのではないかと思います。町営住宅の家賃の引き上げにもつながってくるのではないかと思います。その辺、わかるだけでもいいから、ちょっと教えていただきたいと思っております。

**議長（鈴木元八君）**

日比野税務課長。

**税務課長（日比野 優君）**

今の木下議員の質問にお答えをします。質問は多岐にわたっておりまして、私のところで答えられる範囲と答えられない範囲がありますので、よろしく申し上げます。

今の御質問の中で、扶養控除の見直しということで、所得税につきましては23年から、いわゆる16歳未満の子ども手当をもらってみえる方の所得税につきましては、33万円の控除がなくなる。それから16歳から18歳の高校生、通常高校生でございますが、高校の無料化対象に伴いまして、所得税でいきますと25万円、住民税でいきますと12万円が減額になると。それが所得にどういふふうに影響をしてくるかということでございますが、基本的には控除が減りますので、税額的には、通常ですと一番最低ラインが、例えば給料から社会保険料等々を引いて、それから最低限ですと65万を控除として引くわけでございますが、その控除額が結局減ってくるということでございますので、当然、税金としてはふえてくるということになるかと思います。ただ、人数的にどのぐらいあるかということでございますが、それはまだ把握をしておりませんので、また把握が



できましたら議員さんの方にお知らせをしたいと思っております。私のところから答えられることは以上でございます。

ただ、基本的に今度の政権は、いわゆる子ども手当を、そのかわりことしにつきましては月額1万3,000円、来年度につきましては2万6,000円というふうに言っておるわけですが、その子ども手当を出すことによって、最終的にはトータルしますと、子供さんを持つ家庭におきましては所得がふえると、こんなふうに解釈をしておるわけでございます。以上でございます。

**議長（鈴木元八君）**

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例の一部を改正する条例）について、採決を行います。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

**議長（鈴木元八君）**

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴う御嵩町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴

う御嵩町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例) について、採決を行います。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

---

**議長（鈴木元八君）**

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

12番 木下四郎君。

**12番（木下四郎君）**

課税限度額の引き上げということで、47万から50万になったわけですが、この影響について、どのように把握しておられるかちょっと御説明をいただきたいと思います。

**議長（鈴木元八君）**

山田保険長寿課長。

**保険長寿課長（山田 徹君）**

賦課限度額の引き上げによる影響につきまして御説明をさせていただきます。

平成22年3月現在でございますが、この限度額を今現在オーバーしておられる世帯につきましては、93世帯町内でございます。金額は1世帯につき、先ほど限度額をそれぞれ3万円と1万円引き上げるということを御説明しましたので、1世帯につき4万円となりますが、93世帯の4万円分で合計で372万円、この保険料の収入が見込まれます。以上でございます。

**議長（鈴木元八君）**

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、採決を行います。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

---

**議長（鈴木元八君）**

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第11号））についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

2番 安藤博通君。

**2番（安藤博通君）**

21年度の歳入の中で、交通安全税の収入の9万1,000円とか何かがありましたね。21補正予算の10ページの中で、款の11の中で、交通安全対策特別交付金の補正額がマイナス9万1,000円とあるわけなんですけど、これは目的税じゃないんですか。使用が限定された収入ではないんでしょうか。そここのところはどうなんですか。

**議長（鈴木元八君）**

田中総務課長。

**総務課長（田中康文君）**

ただいまの安藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

目的税かどうかということでしょうか。

[「いや、要するに使い先が決められた……」と2番議員の声あり]

使途は決められておりません。

[挙手する者あり]

**議長（鈴木元八君）**

2番 安藤博通議員。

**2番（安藤博通君）**

目的税的なものじゃなかったら結構だと思います。

**議長（鈴木元八君）**

竹内副町長。

**副町長（竹内正康君）**

ただいまの安藤議員の御質問につきまして、ちょっと補足説明だけさせていただきます。

一応、交通安全対策特別交付金につきましては、財政的には一般財源扱いで行っておりますけれども、ただ、一応この交付金については、別調査というのがありまして、この使途についての報告だけはせよということではありますので、御嵩町といたしましては、交通安全対策、いわゆるガードレールの設置とか、一部道路改良に充てたという報告はしております。

ただ、先ほど総務課長が申しましたように、財源的には一般財源扱いという処理をして結構ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

**議長（鈴木元八君）**

2番 安藤博通君。

**2番（安藤博通君）**

お聞きしたのは、わかっていると思いますけれども、目的税ならば、支出の方でその項目が記載されていないので、ちょっとお聞きしたわけなんです。もし特別な項目であれば、若干括弧書きでもしていただくとありがたいなあというふうに思います。よろしく願いいたします。

**議長（鈴木元八君）**

答弁はいいですね。ということですので、執行部の方、よろしく願いをいたします。

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

11番 谷口鈴男君。

**11番（谷口鈴男君）**

ちょっとお聞きしたいと思うんですが、地方交付税の交付金、特別分ということで4,413万1,000円の補正額が出ておりますが、これはいわゆる基準財政需要額にあとから算定できたということで、21号バイパス関連の単独事業、それから工業団地の奨励金等含めて6%程度の加算ということで、こういう金額が出てきたという報告を受けておりますが、従来、工業団地に対する奨励金等については、その取り扱いについてはすべて基準財政需要額から削除されちゃうというような取り扱いで、町としては頑張ったまちに対しては、不利益な取り扱いを受けておるという判断はしておったし、町長もそういう認識は持っておられたと思うんですが、こういう形で、わずかでもいわゆる特別分として追加交付があるということは非常に町としてはありがたいんですが、これは単年度で認められたものなのか、今後、継続的にこういう形で特別交付税として認められていく素地があるのか、さらに今後パーセンテージが拡大する可能性があるのか、その辺のところもしわかったら、教えていただきたいと思います。

**議長（鈴木元八君）**

竹内副町長。

**副町長（竹内正康君）**

ちょっと総務課長、新人でありますので、今回私がかわりにお答えさせていただきます。

地方交付税の特別分につきましては、大変不透明な部分がありまして、いわゆる特別交付税というのは、各市町村の特別な需要に対する交付税でありまして、御嵩町でいいますと、特殊財政事情といいますと、例えば、ほかの市町村にない亜炭鉱の問題とか、そういったことについて特別交付税で見ただけというものでありまして、先ほど総務課長が説明しました工業団地の奨励金につきましても、御嵩町は岐阜県の中では特別な事情ということでありまして、こういう部分も内容的には見られているんじゃないかというこちらの予測なんです。実は、数字的にこの分をこれだけ見ましたよという報告は全然ありませんので、こちらの方で、こういうのが見られたんじゃないかという予想で説明をさせていただきました。そういった特殊事情が、御嵩町はこういうのがありますよということで、申請を出して、それでもって特別交付税が来るということでございまして、これが数年続くかどうかということは、御嵩町の特殊財政としては大変重要なものでありますので、過去から現在も特別交付税の中ではある程度は見られておるということでございます。ただ、数字的には幾ら見られておるかということは明確ではありませんので、お願いいたします。

**議長（鈴木元八君）**

11番 谷口議員、よろしいですか。

**11番（谷口鈴男君）**

はい、結構です。

**議長（鈴木元八君）**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第11号））について、採決を行います。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

---

**議長（鈴木元八君）**

議案第27号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

7番 岡本隆子君。

**7番（岡本隆子君）**

資料の7ページの地域資源活用探検事業320万についてお伺いをいたします。

これはプロポーザル方式で日帰り旅行を提案ということなんですが、これについてのPRはどのようにされるのか、それからこういったことと、まちづくり課との連携はどのように図られていくのか、この2点をお伺いいたします。

**議長（鈴木元八君）**

鍵谷企画課長。

**企画課長（鍵谷昌孝君）**

お答えします。

この事業は、国の重点雇用促進の交付金の中の一環として手を挙げて採択されたものであります。先ほど岡本議員がおっしゃいましたように、プロポーザルで、そのコンセプトは広見線を活用して御嵩町を探検しようということで、1日御嵩町に広見線を使って来ていただいて、楽しくいろんなところを探検してということで考えておりました。その内容についてはプロポーザルで行うということですが、プロポーザルで受け手のところが決まって、具体的な今の探検の内容が決まってきましたら、すぐにでもPRをしていきたいと思っております。名鉄のニューズレターというものを月1で発行するというのもお話ししてありますし、名鉄広見線のホームページもできますので、そこでPRしたり、それから守ろう会等々のNPOの方にも積極的に協力を呼びかけたりしていきたいと思っております。

また、その後で、来た人にどう御嵩町で楽しく過ごしてもらおうかということの中で、今度はまちづくり課との連携ということで考えておりますし、また商工会との連携をして、1回だけにならないように、リピーターをふやすような、それがひいては広見線の利用者をふやしていくこととなりますので、そういったことも広く考えていきたいと思っておりますので、また岡本議員につきましても、いろんな内容につきまして提案がありましたら、おっしゃっていただければ、いろん

なアイデアを活用してやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

**議長（鈴木元八君）**

安藤博通議員。

**2番（安藤博通君）**

言葉が非常に難しいんで、解釈に苦しむんで、ちょっとその辺のところから教えていただきたいと思いますが、22年度の岐阜県市町村緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金の内示というふうに書いてありますが、これは基金を使って、その事業の補助ですよという意味だろうと理解しておるんですが、ということは、こういう計画を持ちながら、やっていく基金としての積み立てをしてもよろしいですよというふうに理解してもよろしいですか、これは。

**議長（鈴木元八君）**

堀まちづくり参事。

**まちづくり担当参事（堀 智考君）**

岐阜県市町村緊急雇用創出事業臨時特例基金事業について、御説明させていただきます。

この事業につきましては、国の補正予算対策といたしまして、国から直接、岐阜県の方に一定の金額が基金として交付されておりました、昨年度、それから今年度、来年度、この3ヵ年において、県または市町村が事業を行う場合につきましては、その基金から一定の形で補助金という形で来るという事業になっております。県が直接行う事業もございますし、今回行われます事業につきましては、県の方から市町村分の照会がございまして、市町村としてこういう事業をやりたいという中で、それについて県の委員会の方で採択を受けたという事業になっておりますので、ここで市町村というふうに書かれておりますのは、いわゆる市町村分の基金事業ということで、他の市町村におきましても、同じように要望を出して内示を受けたものについては、県の基金を活用して市町村の方に補助金としてもらって、それから事業をしていくという事業になりますので、よろしく願いしたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

**議長（鈴木元八君）**

2番 安藤博通君。

**2番（安藤博通君）**

お聞きしましたのは、3年間の中でこういう事業を行っていけというものには対処しますよということだろうと思いますが、そうしますと、この中身を見ますと、非常にいろんなものがあると思いますが、緊急雇用の対象者がシルバー層に偏っているような気がいたします。むしろ今、お金が足りないのはもう少し若い世代じゃないかなあと。どちらかという、シルバー層のお金

をもっと使いなさいよと。例えば、遺産相続のお金を早くやりなさいよと、税金まけてあげますよというようなことで、金のない若い世代へ持ってこようというような考え方が一般的な世の中の風潮だろうと。ところが、ここを見ますと、なかなかそういうものが見えないというふうに感じられますので、そのあたりのことをもう少し、せつかくそういういい制度をやっておってくれるんだったら、我々の市町村の中のそこら辺のところをもう少し研究をして、これはこれとして練ったものを提出して、もう一度町に返ってくるような提案をされたらどうかなあという思いで今申し上げたわけなんです、その辺のところは今後よろしくお願ひしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

**議長（鈴木元八君）**

堀まちづくり参事。

**まちづくり担当参事（堀 智考君）**

安藤議員の質問にお答えします。

この緊急雇用創出事業につきましては、基本的には職についていない方が対象になっておりまして、どの事業につきましても、基本的にハローワーク等を通じて公募をかけております。公募をかける中で、応募があった方々の中から選定するという形を、必ずこの事業としてはプロセスをとっておりまして、安藤議員がおっしゃりたいのは、特に若年層を含めたなかなか職につけない方々をとという趣旨をおっしゃられているかと思っておりますが、各事業の内容につきましても、基本的にそういう方々も広く募集して、お見えになった場合についてなるべく採用するような仕組みというのは必ずとらせていただいておりますが、実は現状から言いますと、そういうふうな若年層、あるいは年齢に限ってしまうという形をとりますと、逆に求人の方が非常に少なくなってしまうと。実際に応募される方が少なくなってしまうと、あるいは全くないという状況がございまして、実はこの事業自体としては、当初はそういう方をターゲットにということで、国の制度もできてきておりますが、だんだんだんだん緩和されまして、引退されたような高齢者の方々も逆に対象に広げる中で、現在職についていない方はすべていいですよという制度に逆に緩和されてきて、今の現状になっているという状況でございまして。

事業の中身としては、積極的に職についていない方々をとというふうな、求める方としてはそのような考え方がありますが、現実でいいますとなかなかそういう方がお見えにならずに、逆に高齢者の方々がついているという状況でございまして、制度的には必ず公募をかけて、ハローワークを通じて募集をかけておりますので、この辺御理解いただきたいというふうにお願ひしたいと思っております。

[挙手する者あり]

**議長（鈴木元八君）**



2番 安藤博通君。

**2番（安藤博通君）**

おっしゃっていることは、前のフリーターの方々がやられて、各市町村だとか、県だとか、その辺で林業だの、農業につかされた方が非常に応募が少なかったと、そういうような実態もあるということで理解はしておりますが、ただ、少し頭をひねれば、何も男性ばかりじゃなしに、女性、子育てをしておるような人も見えます。そういう人たちが二時間、三時間ぐらいのことならばできるような仕事だとか、そんなこともひとつ考えていただきたいという思いでありましたので、これは答えは要りませんが、せつかく出てくるものですから、うまく利用していただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

**議長（鈴木元八君）**

ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 佐谷時繁君。

**9番（佐谷時繁君）**

7ページの一番下、農林水産業費の中で、一番下に委託料の業務委託、町有林境界確定作業委託556万9,000円、その下、再生544万9,000円。これ一応アバウトな説明をいただきましたが、加茂森林組合に委託をするということで説明を受けておりますが、町内のこういう組織がもし、例えば森林組合も御嵩町にあるわけですけれども、そういうところに、町内の雇用のプラスになるというか、促進になるようなことで、加茂森林組合にすべてお願いをすると、委託ということでお願いをするということで、その辺のところをちょっと確認させていただきたいと思います。

**議長（鈴木元八君）**

安藤農林課長。

**農林課長（安藤信治君）**

雇用する形態のことでよろしかったですか。

この委託料の中は今おっしゃったように森林組合に委託します。それで、先ほど堀参事の方がお答えした中と同じなんですけど、この森林組合が今度ハローワークを通して臨時職員を募集して、採用するというシステムになっています。以上です。

〔挙手する者あり〕

**議長（鈴木元八君）**

9番 佐谷時繁君。

**9番（佐谷時繁君）**

私ども民生の方ではそういう話はなかったのですが、質問させていただいたんですが、公募したと

いう解釈でいいわけですか。

**議長（鈴木元八君）**

安藤農林課長。

**農林課長（安藤信治君）**

まだ事業は発注していませんので、森林組合さんの方でも募集はしておりません、現在では。今後募集することになります。

〔挙手する者あり〕

**議長（鈴木元八君）**

9番 佐谷時繁君。

**9番（佐谷時繁君）**

私の質問は、加茂森林組合に委託をしましたという説明をいただいたんで、これが公募したんだという話が一部議員の間から今ありましたので、それであれば、公募ということであれば、入札等々で公募されたのかどうかということを確認をさせていただきたいということ今質問したんですけど。

**議長（鈴木元八君）**

安藤課長。

**農林課長（安藤信治君）**

緊急雇用創出事業、これ3件ありますので、これ賃金が組んであるんですけど、この部分は町が直接雇い入れて、賃金をお支払いすることになりますので、その職員については一応人選はして、今後雇用していく予定です。もう人選は済んでいますけど、一応ハローワークを通した方たちを雇用するということになっています。ちなみに2名とも町内の方です。以上です。

**議長（鈴木元八君）**

渡辺町長。

**町長（渡辺公夫君）**

佐谷議員の御質問、ちょっと納得はされておられないと思いますので。

まず、森林組合にお願いするというのは公募ではございません。御嵩町も含めて七宗町と組合を設立しております。この基金の使い道の趣旨としては、自治体に対しての補助金として出てきますので、少なくとも正式な団体へ委託という形なら出てくるわけですけど、ストレートに森林組合の方に補助金として出してくる趣旨のものじゃありませんので、一たん御嵩町側に入った上で、委託という形で森林組合の方にお願いと。そうすると仕事のボリュームがふえますので、そのボリュームにあわせて森林組合の方で手が足りればいいのかもかもしれませんけれど、なければ当然公募という形での森林組合が雇い入れるという解釈をしていただければよろしいかと思

います。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

2番 安藤博通君。

2番（安藤博通君）

森林組合はたくさんあるわけですね。ここと森林組合を決めたというのは公募にはならないと思うんです。その辺のところは、トンネル会社じゃないんやで、少し公募という理解をもう少し、ここまではここと、これはこういうふうですよと明らかにしていただきたいと思いますが、参事、その辺はどうなんですか。

議長（鈴木元八君）

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

佐谷議員のお答えの中で、森林組合を公募したわけではありませんということをお答えしたはずです。森林組合が人を雇うときに公募するということです。

議長（鈴木元八君）

堀参事。

まちづくり担当参事（堀 智考君）

安藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

難しい緊急雇用創出事業につきましては、先ほど言いましたように、県と市町村が事業主体になるというパターンがあるということをお話ししましたが、もう一つありまして、実は市町村が直接人を雇って事業を行う場合というのが一つ、それから今事例が出ましたように、森林組合、あるいはいろんな団体さんが、市町村が委託という形で求めに応じて、団体さんが人を雇ってそちらで事業をやられる場合という事例がありまして、今回の森林組合さんの事業につきましては、町有林の、里山の再生の回復ということで事業をやられるのを、町がまず委託という形で森林組合に出しまして、森林組合が人を雇って事業をやるということになりますので、事業の内容によって、先ほど言いましたように、県と市町村、それから県から直接民間に出して民間が人を雇う場合、市町村が民間に出して人を雇う場合、それから直接県、あるいは市町村が人を雇う場合という事例がありますので、その内容によって応募したり、応募する先が異なったりしますので、十分御説明していきたいと思いますが、なるべく御理解いただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

じゃあ最後、安藤博通君。

## 2番（安藤博通君）

今の表現だと、森林組合の何かここに出てきているんですが、そうじゃなくて、今のこの二つの項目ですね、境界線を定めたり、間伐をするという、そういう機能を持った会社というのは幾らでもあると思うんです。ですから、何も森林組合だけしかそれができないということだったら、それへ投げればいい。できる会社もあるんだから、だから公募なんですかと、森林組合はいろいろありますよねという話をしたんですが、そこら辺のところは、できるものもある、そういうのがたくさんある中で出していくというふうになると、その辺の丸投げをするときの一つの基準値がなかなか定かでない、だからちょっとお聞きをしたというのですが、参事、その辺のところはどうなんでしょうか。

## 議長（鈴木元八君）

この場で暫時休憩します。

午前10時24分 休憩

---

午前10時28分 再開

## 議長（鈴木元八君）

休憩を解いて再開をいたします。

執行部の方から先ほどの質問に対する答弁をしていただきます。

渡辺町長。

## 町長（渡辺公夫君）

森林組合を例えば農業協同組合と同じというふうに考えていただいたら、ちょっと違うと思います。森林組合というのは、国が定めた一定の山林を一つのくくりとして、その面積を充当できるだけのそれぞれの自治体が集まって、そこでつくるのが森林組合です。中心としては、御嵩町の場合は七宗町が基本的にはかなりのパーセンテージで、70%ぐらい持っておみえになると思いますけれど、あと美濃加茂市と川辺町と、四つの自治体で設立しているのが森林組合です。当然、経営もその森林組合は御嵩町にも関係しておりますので、少なくとも御嵩町で言えば、商工会であるとか観光協会であるとかと、それに近いような形の位置づけで運営しているものです。これが、白川の森林組合はどこでもあるじゃないかという話になってくる、競争をある意味していただくような団体ではないと、我々も当然、その経営には大きくかかわっているという認識をしていただけたら、わかりやすいのではないかなと思います。

## 議長（鈴木元八君）

ほかに。

[挙手する者あり]

7番 岡本隆子君。

**7番（岡本隆子君）**

先ほどの質問に関連することなのですが、先ほど、まちづくり課との連携はどうされますかということをお伺いしたんですが、それについての御答弁がなかったので、もう少し補足をして質問をいたします。

地域資源活用型のことをやろうと思うと、当然、観光協会なんかとの連携というのは必要かと思うんですが、その観光協会に何人か臨時職員の方が大勢見えるわけですけども、その方たちとの情報の共有といいますか、そういったことがきちっとできる体制になっているのかどうかということをお伺いします。先ほど言いましたまちづくり課との連携ということの中でお願いいたします。

**議長（鈴木元八君）**

鍵谷企画課長。

**企画課長（鍵谷昌孝君）**

先ほど、今後のことの中でまちづくり課との連携という話はさせていただきましたが、今の予算の話ですと、まだプロポーザルの内容が固まってきておりません。それで、先ほどのような答弁になったわけですけども、当然、御嵩町に日帰り旅行で来た方をどう楽しく過ごしていただくかということの中で、わいわい館とか、観光協会の主催するところとか、そういったところで1日を楽しく過ごしていただかないと、リピーターにはなっていないということの中で考えておまして、今後、具体的なプロポーザルの中身が出てきたときに、具体的な連携を図っていくつもりでありまして、そのための予算といいますか、名鉄の3月29日の対策協議会、これ活性化協議会に変わったわけですけども、そこで認めていただいた予算を活用しまして、利用促進を図っていきたいというように思っております。これは、観光協会、それからまちづくり課、それから商工会とか、御嵩町のいろんなおもてなしを担っていただけると深く連携してやっていきます。それを具体的には、中身が決まってからやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

**議長（鈴木元八君）**

執行部の方から、まちづくり課長 奥村さん。

**まちづくり課長（奥村 悟君）**

それでは、鍵谷企画課長の答弁に対して、ちょっと補足をさせていただきますけれども。

まちづくり課といたしまして、特に先ほど言いました観光協会の事務局も持っておりますので、そういった観光協会については商店街等飲食店等ございますので、そういった観光協会との連携、

それから観光協会の下部機関に、観光案内人のグループ、偲歴会というのがございます。そういう方たちによる御嵩町の史跡とか、そういったところを案内していただくようなことも考えております。また、企画の方から、プロポーザルで業者等が決まりましたら、企画課とタイアップして進めてまいりたいというふうに考えております。

**議長（鈴木元八君）**

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（鈴木元八君）**

議案第28号 平成22年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 谷口鈴男君。

**11番（谷口鈴男君）**

今回の補正で、いわゆる建設改良事業費ということで提案されておりますが、この工事に関係して、これは当然やらなきゃいけないものでありますので、積極的に推進は図っていただかなきゃいけないんですが、21号バイパスの開通までにあわせて施行されてしまうのか、いわゆる22年度いっぱいまで計画されておるのか、これなぜかという、沿線沿いでありまして、その辺のところ、工事期間中にすべてできてしまうということであるなら非常にありがたいと思うんですが、また開通してから、その沿線でいろんな諸工事が発生するというのはどうかなあとと思いますので、時期的な問題だけわかれば教えていただきたいと思いますが。

**議長（鈴木元八君）**

伊左次上下水道課長。

**上下水道課長（伊左次一郎君）**

ただいまの谷口議員の御質問にお答えしたいと思います。

バイパスの供用開始までに工事を終わらせてしまうのかということですが、全くそのとおりでございます。バイパスの供用開始してから工事を残すことは、費用的にも不利でございますので、何としてもバイパス開通までに上水道管の敷設工事を終わらせるものでございます。

**議長（鈴木元八君）**

ほかに。

[挙手する者あり]

2番 安藤博通君。

**2番（安藤博通君）**

新任の課長さんにお聞きするのは気の毒かなあというふうに思いますけれども、最も基本的な疑問をちょっと思いましたんで、その件だけお聞かせください。

というのは、工事をやるなんていうことは、当然ながらもっと前からわかっていた話だろうと思うんです。22年度へ工事が延びたということも。それが、何で基本予算の中へ盛り込まずに、4月の早々のこの補正予算なんかで出てくるというのは、その辺の背景は何ですか。

**議長（鈴木元八君）**

伊左次上下水道課長。

**上下水道課長（伊左次一郎君）**

安藤議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

先ほど説明させていただきました補正予算の業務量の第2条に、21号バイパス関連事業として上げさせていただいております。この背景といたしましては、交付金事業の内容上、繰り越し工事はできません。21年3月31日の国土交通省の進める国道の供用開始という目的で邁進してまいりました。それが、3月の末だったと思いますが、国土交通省さんの方が供用開始を延ばしますよと、それで一部バイパスの工事ができない部分が出てきますよということでしたので、新年度予算を上程した後に、この工事が22年度へ延びてきたということですので、その辺を御理解いただきたいと思います。

[挙手する者あり]

**議長（鈴木元八君）**

2番 安藤博通君。

**2番（安藤博通君）**

ちょっと意地の悪い質問なんですけど、この4基の消火栓の事業だけが本予算に入らなかったというのは、ちょっと疑問に感じますので、もう一度お聞かせください。これだけがつかみ切れなかったと、22年度に延びるということはつかみ切れなかったと、ほかのことはつかみ切れていたら、こういうふうに理解すればいいですか。

**議長（鈴木元八君）**

伊左次上下水道課長。

**上下水道課長（伊左次一郎君）**

今回、補正でお願いしておりますのは、消火栓の4基のみではありませんで、予算の資料22ページにつけさせていただいたとおり、国道バイパスの方が工事ができていない部分、これが繰り延べになってきております。この中に消火栓の4基の設置があるというふうに御理解をいただきたいと思います。

**議長（鈴木元八君）**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号 平成22年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

### 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

**議長（鈴木元八君）**

日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

なお、議長からつけ加えておきますが、資料等の説明、それから特に雇用問題等の解釈の方法、多々これからたくさんあると思いますので、執行部の方も十分なる資料の提供をしていただき、説明を細かくしていただきたいと思っております。

---

#### 議長（鈴木元八君）

以上で本臨時会に提出されました案件はすべて終了しました。

ここで、町長よりあいさつをお願いします。

渡辺町長。

#### 町長（渡辺公夫君）

大変御苦労さまでございました。

ただいま6議案とも可決をしていただき、まことにありがとうございました。

先ほどの県の基金の使い道の件でありますけれど、どんどんアイデアを出していただきたいと思います。岐阜県の方では70億を超える基金をお持ちになっております。県として直接行う事業が35億か40億ぐらい、市町村でいきますと35億ぐらいあったと思います。これを平均しますと、御嵩町でも六千万、七千万という数字になるのではないのかなあとと思います。そういう意味では、使い切れていないというのが現状ですし、この基金、県が使い切れない場合には、国へ返納ということになります。そういう意味では、これからいろいろなアイデアを行政としても出していきたいと思っておりますし、議会の皆さんにもそうした部分のいろんなアイデアを私どもに提供していただければ、実現できるものはどんどん県の方に要望してまいりたいというふうに思っております。

裁判員制度が始まり、きのうと一昨日になるわけですが、検察審査会というのがありました。司法の場にも民意というものが示されるいい機会ができていうふうには思っておりますけれど、少なくともこの末端にある御嵩町においても、どう民意を図っていくかということは、非常に難しい部分がございます。日々はスピーク・マイノリティーの対応に追われて、それで終わってしまうということはよくあるわけですが、我々がやはり真剣に考えていかなければいけないのは、サイレント・マジョリティーがどんな思いを持っておられるかということ、しっかりとアンテナを張って情報を収集することではないのかなあということをつくづく思っております。

今後も、まず連休に突入していくわけですが、皆さん健康に気をつけていただきまして、6月には定例会ということになりますので、ぜひ全員そろって元気な顔を見せていただくよう

お願いをいたしまして、本日のお礼とかえさせていただきます。

どうも御苦労さまでございました。ありがとうございました。

---

#### 閉会の宣告

議長（鈴木元八君）

これをもちまして、平成22年御嵩町議会第2回臨時会を閉会します。御苦労さまでございました。

午前10時41分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員